

寒河江市告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項並びに寒河江市財務規則（昭和 46 年市規則第 9 号）第 34 条の 4 及び寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則（平成 18 年市規則第 3 号）第 2 条第 3 号の規定により、歳入の収納事務を委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 9 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

寒河江市温泉協同組合

寒河江市元町一丁目 3 番地の 13

2 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した歳入の種類

(1) 寒河江市市民浴場の使用料

(2) 寒河江市市民浴場における物品売払代金及び賃貸料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 1 月 9 日

4 指定公金事務取扱者へ収納事務を委託した日

令和 8 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで